

質問と回答

番号	質問	回答
1	<p>委託費の考え方についてお尋ねします。</p> <p>仕様書の（１）アドバイザー事業において、訪問やサポート先、想定されている対象者への関り状況について、『「※対象者の状態や状況等により変動」』と記載があり、（２）伴走サポーター、（３）情報交換等事業においても同様に変動と記載があります。</p> <p>委託業務執行状況によっては、その予定回数を上回る可能性と下回る可能性があります。上回った場合、追加の費用請求が可能かどうか、下回った場合は委託費の返還を県より求められるのかどうかをお尋ねいたします。</p>	<p>対象人数・回数の増減に関わらず、委託費については、契約の相手方を決定後に締結する委託契約の契約金額を上回る費用請求はできません。また、対象人数・回数の増減に関わらず、本事業に係る支出額が確定し、確定した支出額が契約金額を下回る場合は、その差額について返還する必要があります。</p>